

「 協 定 書 」

平成20年春の総合労働条件改定要求に対し、下記の通り協定します。

記

(1) 年間賃金

①月例賃金

a、企業内最低賃金の協定化

高卒初任給の水準を18歳、正社員従業員最低賃金として協定することとする。
従って、正社員従業員の最低賃金を144,000円とする。

b、世帯別・年齢別最低賃金

世帯別・年齢別月例最低賃金を以下のようにし、これ以下の賃金はないよう留意する。

一人世帯 (25歳)	144,000 円
二人世帯 (30歳)	179,500 円
三人世帯 (35歳)	192,400 円
四人世帯 (40歳)	210,800 円
五人世帯 (45歳)	229,300 円

c、組合員の賃金引き上げ

今期の組合員の賃金については以下のとおりとする。

従業員基準内賃金	317,042 円	従業員447名	
組合員 1 人平均	3,149 円	0.99%	総原資 1,407,400
職能給定期昇給(L1まで)	909 円	0.29%	406,200
職能給評価昇給 (M2,M)	607 円	0.19%	271,200
昇格見込み	1,119 円	0.35%	500,000
ベースアップ	0 円		0
(G2 (一般職) からL1(係長) までベースアップ 0円)			
L2.L1の職務加給改定	515 円	0.16%	230,000

25歳標準労働者の基準内賃金を182,700円とする。

30歳標準労働者の基準内賃金を236,500円とする。

35歳標準労働者の基準内賃金を284,900円とする。

40歳標準労働者の基準内賃金を319,100円とする。

d、初任給

本年度の経済状況や減損会計基準など企業環境から判断して、初任給は据え置きとする。

高校卒初任給	144,000円
短大卒初任給	155,000円
大学卒初任給	179,000円

②臨時賃金

〈夏期賞与〉

業績により別途協議
業績算定期間

ただし、支給月数の下限を基準内賃金の0.8ヶ月とする。
平成20年3月から6月まで（見込み）の4ヶ月間の経常
利益の予算達成度をみて協議する。

支給日

平成20年7月上旬

〈冬期賞与〉

業績により別途協議
業績算定期間

平成20年3月から11月まで（見込み）の9ヶ月間の経常
利益の予算達成度をみて協議する。

支給日

別途協議する

〈期末賞与〉

業績により別途協議

(2) 労働環境改善の要求について

提案の主旨を真摯に受け止め、実施する方向で取り組みたい。
詳細については、労使で別途協議する。

(3) 裁判員制度に対する休暇制度の導入について

提案については前向きに検討する。今後内容については労使で協議をする。

以上

平成20年5月18日

株式会社トキハインダストリー

代表取締役社長 右田 良一

トキハインダストリー労働組合

執行委員長 徳永 和夫